

建築・開発等相談先一覧

項目	内容	亀山市担当部署	県/国等担当部署	
建築確認申請	亀山市内での建築物、工作物を建築する際には、建築確認申請が必要です。 なお、建築物の規模、用途により審査機関が異なります。(右記参照)	建築開発グループ(建築担当) 0595-84-5088 (建築物) 建築基準法第6条第1項第4号に該当するもの(都市計画区域内のみ) ・特殊建築物で100㎡以下 ・木造で2階以下、500㎡以下、高さ13m以下、軒高9m以下 ・木造以外で1階かつ200㎡以下 ※ただし許可案件は除く	四日市建設事務所 建築開発室 059-352-0684	
中間検査・完了検査	予め、検査日時を調整の上、確認処分を受けた機関に直接、申請書を提出願います。	(工作物) 煙突(6mを超え10m以下) 広告塔(4mを超え10m以下) 擁壁(2mを超え3m以下)	※左記以外の建築物、工作物	
建築計画概要書等の閲覧	建築物の規模、用途により閲覧場所が異なります。(右記参照)	※建築基準法第6条第1項第4号以外の建築物の敷地内に築造するものを除く		
消防との協議	建築物にかかる許可又は確認に関する消防長の同意に関すること。	消防本部予防グループ 0595-82-9492	—	
道路等	建築基準法上の道路判断、相談	建築基準法上の道路種別のうち、特定行政庁が指定するもの(法第42条第1項第5号、第2項)は右記で確認願います。	建築開発グループ(建築担当) 0595-84-5088	—
	狭あい道路事業	2項道路、法第43条ただし書き許可空地でセットバックを要する場合、事前に道路中心を決定する必要がありますので、境界立会いの申請を行って下さい。	管理グループ 0595-84-5102	—
	市道	右記窓口のほか、HPでもご確認いただけます。		
	赤道	赤道に関する相談、払下げ等		
	官民境界	敷地が赤道、青道・官有地に接する場合、事前に境界を決める立会いの手続きを行って下さい。		
	道路加工・占用	建築物の敷地への乗入れや側溝への排水のために道路を加工、占用する場合は道路加工承認等の手続きを行って下さい。		
	青道、用悪水路、井溝など	占用、加工等に関する相談	管理グループ 0595-84-5102 下水道工務グループ 0595-97-0627 農業グループ 0595-84-5082	
	県道(県管理の国道を含む。)	道路幅員、県道への乗入れ、加工等	—	鈴鹿建設事務所 総務・管理室管理課 059-382-8683
国道	道路幅員、国道への乗入れ、加工等	—	中部地方整備局 三重河川国道事務所 0593-45-2516	
道路等	農道	農道に関すること	農業グループ 0595-84-5082	—

建築・開発等相談先一覧

項目	内容	亀山市担当部署	県/国等担当部署	
	都市計画道路、都市計画施設	都市計画法第53条第1項の許可に関する事。	都市計画グループ 0595-84-5046	—
		都市計画法第65条第1項の許可に関する事。	—	四日市建設事務所 建築開発室 059-352-0684
	位置指定道路	道路位置の指定を受けて道路を築造する場合の手続きに関する事。	建築開発グループ（建築担当） 0595-84-5088	—
	法第43条第1項ただし書き許可	建築基準法上の道路に接しない敷地に建築物を建築する場合には、三重県の許可が必要となります。	建築開発グループ（建築担当） 0595-84-5088 ※許可は三重県	四日市建設事務所 建築開発室 059-352-0684
	河川法	河川区域、各種手続きに関する事。	管理グループ 0595-84-5102	中部地方整備局 三重河川国道事務所 0593-45-2516 鈴鹿建設事務所 総務・管理室管理課 059-382-8683
土地等	登記、公図	土地、建物の登記、公図、地積測量図等に関する事。	—	津地方法務局 059-228-4191
	都市計画	都市計画区域、用途地域に関する事。	都市計画グループ 0595-84-5046	—
	農地転用	農地に建築物を建築する場合の手続きに関する事。	農業グループ 0595-84-5082	—
	砂防法	砂防指定区域内での建築、地盤の掘削等で一定規模以上の行為を行う場合の手続きに関する事。	施設整備グループ 0595-84-5042	鈴鹿建設事務所 総務・管理室管理課 059-382-8683
	急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地崩壊危険区域内での建築・地盤の掘削等で一定の規模以上の場合の手続きに関する事。	管理グループ 0595-84-5102	
	土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域	区域の指定に関する事。	防災安全グループ 0595-84-5035	鈴鹿建設事務所 総務・管理室 059-382-8683
		区域内の開発行為、建築規制に関する事。	建築開発グループ（建築担当） 0595-84-5088	四日市建設事務所 建築開発室 059-352-0684
	宅地造成工事規制区域	三重県内での指定はありません。 (H29年12月現在)	—	県庁県土整備部建築 開発課開発審査班 059-224-3087
	三重県建築基準条例第6条（がけ条例）	高低差2m、勾配30度を超える傾斜地（がけ）に近接して建築する場合の規制に関する事。	建築開発グループ（建築担当） 0595-84-5088 ※建築基準法第6条第1項第4号に該当するものに限る	四日市建設事務所 建築開発室 059-352-0684
	文化財保護法	埋蔵文化財包蔵地に建築物を建築する場合の手続きに関する事。	まちなみ文化財グループ 0595-96-1218	—
土地等	伝統的建造物群保存地区（伝建地区）	伝建地区の範囲： 都市計画グループ 0595-84-5046 手続き等事前相談： まちなみ文化財グループ 0595-96-1218	—	

建築・開発等相談先一覧

項目	内容	亀山市担当部署	県/国等担当部署
国土利用計画法	一定面積（都市計画区域内5,000㎡、都市計画区域外10,000㎡）以上の土地取引にかかる届出に関する事。 ※契約日を含め14日以内に	建築開発グループ（開発担当） 0595-84-5088	県庁地域連携部水資源・地域プロジェクト課水資源・土地利用班 059-224-2010
公有地の拡大の推進に関する法律（公拡法）	都市計画施設等に関わる土地の取引にかかる届出に関する事。	用地グループ 0595-84-5045	県庁県土整備部公共用地課審査調整班 059-224-2661
自然公園法	鈴鹿国定公園内で建築等を行う場合の手続きに関する事。 ※関町富士ハイツで建築行為を行う場合、許可判断基準に基づいた許可申請が必要。（建ぺい率60%、容積率100%以下など）	—	四日市農林事務所 森林林業室林業振興課 059-352-0655
土壤汚染対策法	土壤汚染対策法による3,000㎡以上の土地の形質の変更を行う場合の届出に関する事。 ※着手日の30日前までに	—	鈴鹿地域防災総合事務所 環境室 059-382-8675
自然環境保全条例	自然環境保全条例による1haを超える自然地（樹林地、農地、湿地、湖沼等）が含まれた開発行為の届出に関する事。 ※着手日の30日前までに	—	四日市農林事務所 森林・林業室 059-352-0653
森林法	森林（地域森林計画の対象となっている民有林）の開発面積が1haを超える土地の形質の変更を行う場合の許可の手続きに関する事。	森林林業グループ 0595-84-5068 ※許可は三重県	三重県農林水産部治山林道課 059-224-2573
	森林（地域森林計画の対象となっている民有林）の伐採及び伐採後の造林届出の手續きに関する事。	森林林業グループ 0595-84-5068	—
土採取	三重県土採取規制条例による土の採取（切土、床掘その他土地の掘削）にかかる認可に関する事。	—	鈴鹿建設事務所 総務・管理室 059-382-8683
開発行為等	都市計画法（29条）	建築物の建築又は特定工作物の建設を目的とする1,000㎡以上の土地の区画形質の変更にかかる手續きに関する事。 ※許可は三重県	（開発区域の面積が1ha以上の場合） 県庁県土整備部建築開発課開発審査班 059-224-3087
	三重県宅地開発事業の基準に関する条例	都市計画区域外において、建築物の建築を目的とする3,000㎡以上1ha未満の土地の区画形質の変更にかかる手續きに関する事。（1ha以上は都市計画法の開発許可が必要）	（開発区域の面積が1ha未満の場合） 四日市建設事務所建築開発室 059-352-0684
開発行為等	亀山市環境保全条例（亀山市開発行為等審査要綱） 環境保全条例にかかる届出等の手續きに関する事。 （届出が必要な開発行為等） ・1,000㎡以上の土地の区画形質の変更 ・延べ面積が500㎡を超える建築物の建築 ・5,000㎡以上の山林の伐採 ・1,000㎡以上の土石、砂利等の採取 ・産業廃棄物処理施設の建設 ・市長が特に環境保全上必要と認める行為	建築開発グループ（開発担当） 0595-84-5088	—

建築・開発等相談先一覧

項目	内容	亀山市担当部署	県/国等担当部署	
景観法	<p>亀山市景観条例</p> <p>景観条例にかかる届出等の手続きに関する事。</p> <p>(一般地区)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築物：高さ10m又は建築面積500㎡を超えるもの ・開発：土地の面積3,000㎡を超えるもの <p>(景観形成推進地区)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築物：全て ・開発：土地の面積1,000㎡を超えるもの <p>※着手日の30日前までに</p>	都市計画グループ 0595-84-5046	—	
工場立地	<p>工場立地法</p> <p>一定規模以上の製造業、電気・ガス・熱供給業にかかる工場又は事業場を新設する場合にかかる手続きに関する事。</p> <p>※連続した敷地面積の合計9,000㎡以上、又は建築面積の合計3,000㎡以上</p> <p>※着手日の90日前までに</p>	商工業・地域交通グループ 0595-84-5049	—	
大規模店舗等	<p>大規模小売店舗立地法</p> <p>店舗面積1,000㎡を超える店舗を新設する場合等にかかる手続きに関する事。</p>	—	県庁雇用経済部 企業誘致推進課事業環境班 059-224-2024	
改修解体等	<p>耐震化補助事業</p> <p>昭和56年5月以前に建築された住宅の耐震診断、耐震補強等に対する補助金の申請等に関する事。</p>	住まい推進グループ 0595-84-5038	—	
	<p>耐震改修促進法</p> <p>耐促法による認定に関する事</p>	建築開発グループ(建築担当) 0595-84-5088 ※建築基準法第6条第1項第4号に該当するものに限る	四日市建設事務所 建築開発室 059-352-0684	
	<p>在宅重度知的障がい者等住宅改修工事補助金</p> <p>在宅重度知的障がい者等に対応するための住宅改修に対する補助金の申請等に関する事。</p>	高齢者支援グループ 0595-84-3312	—	
	<p>建設リサイクル法(解体等にかかる届出等)</p>	<p>建築物の解体：80㎡以上</p> <p>※着手日の7日前までに(以下同じ)</p> <p>建築物の新築・増築：500㎡以上</p> <p>建築物の修繕・模様替：1億円以上</p>	<p>建築開発グループ(建築担当) 0595-84-5088</p> <p>※建築基準法第6条第1項第4号に該当するものに限る。</p>	<p>四日市建設事務所 建築開発室 059-352-0684</p>
		<p>その他の工作物に関する工事：500万円以上</p>		
給排水等	<p>上水道</p> <p>給水工事を行う場合の手続き、指定工事業者等に関する事。</p>	上水道工務グループ(関支所) 0595-97-0622	—	
	<p>下水道</p> <p>公共下水道、農業集落排水への接続工事を行う場合の手続き、指定工事業者等に関する事。</p>	下水道工務グループ(関支所) 0595-97-0627	—	
	<p>浄化槽</p> <p>補助金に関する事。</p>	下水道管理グループ(関支所) 0595-97-0628	—	

建築・開発等相談先一覧

項目	内容	亀山市担当部署	県/国等担当部署
	設置届に関する事。	下水道管理グループ（関支所） 0595-97-0628	鈴鹿地域防災総合事務所 環境室 059-382-8675
	法定検査に関する事。 ※排水先については、各排水先の管理者、水利権者等と協議の上、支障のないよう接続してください。	—	一般財団法人三重県水質検査センター 059-213-0707
地域	住居表示	下記の地区内で建築物を新築する場合、工事完成までに申請が必要です。 北鹿島町、南鹿島町、天神町、和賀町、小下町、上野町、高塚町、本町、東台町、北山町、北町、東町、江ヶ室町、中屋敷町、野村町、北野町、南野町、若山町	地域まちづくりグループ 0595-84-5007
	自治会	建築物を新築する場合、騒音、振動、排水、日照、ゴミ処理、自治会加入等当該自治会との協議調整をお願いします。	—
	ゴミ	家庭から出るゴミは、各自治会管理の集積所で収集を行なっています。建築物を新築される場合、事前に地区の自治会と協議して下さい。	廃棄物対策グループ（亀山市総合環境センター内） 0595-82-8081
その他	バリアフリー法	特定建築物の建築等及び維持保全計画の認定の手続きに関する事。	建築開発グループ（建築担当） 0595-84-5088 ※建築基準法第6条第1項第4号に該当するものに限る。
	三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例	UD条例にかかる建築物の事前協議等の手続きに関する事。	建築開発グループ（建築担当） 0595-84-5088 ※協議書等の受付のみ
	建築物省エネ法	建築物（延べ面積300㎡以上）の省エネ措置にかかる届出等に関する事。 ※着手日の21日前までに	建築開発グループ（建築担当） 0595-84-5088 ※建築基準法第6条第1項第4号に該当するものに限る。
	長期優良住宅	長期優良住宅の認定に関する事。	建築開発グループ（建築担当） 0595-84-5088 ※建築基準法第6条第1項第4号に該当するものに限る。
その他	低炭素促進法	低炭素建築物の認定に関する事。	建築開発グループ（建築担当） 0595-84-5088 ※建築基準法第6条第1項第4号に該当するものに限る。
	屋外広告物	屋外広告物の許可に関する事。	— 鈴鹿建設事務所 総務・管理室管理課 059-382-8683

建築・開発等相談先一覧

項目	内容	亀山市担当部署	県/国等担当部署
<p>亀山市立地適正化計画</p> <p>※ H29.10.1 より施行</p>	<p>亀山市立地適正化計画に伴う届出に関する事。</p> <p>(居住誘導区域外)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3戸以上の住宅目的の開発行為 ・3戸以上の住宅の新築 など <p>(都市機能誘導区域外)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1,000㎡以上の商業施設 ・小学校 など <p>※着手日の30日前かつ、開発行為の手続までに</p>	<p>都市計画グループ</p> <p>0595-84-5046</p>	<p>—</p>
<p>太陽光発電施設ガイドライン</p> <p>※H29.7.1より施行</p>	<p>三重県太陽光発電施設の適正導入に係るガイドラインの手続きに関する事。</p> <p>※出力50KW以上の太陽光発電施設を設置する場合、県及び市に「事業概要書」の提出が必要</p>	<p>環境創造グループ（亀山市総合環境センター内）</p> <p>0595-96-8095</p>	<p>三重県雇用経済部 エネルギー政策・ICT活用課</p> <p>059-224-2316</p>
<p>三重県環境影響評価条例</p>	<p>環境アセスメントの手続きに関する事</p> <p>※20ha（簡易アセスは10ha）以上の工業団地、住宅団地、太陽光発電など</p>	<p>—</p>	<p>三重県環境生活部 地球温暖化対策課</p> <p>059-224-2366</p>